

## 第 2 回 地域福祉基本計画策定・推進部会 主なご意見と対応について

：第 2 回部会、：ご意見シート

## 第 1 章 計画の考え方

ご意見	対応
<p>4 圏域の考え方</p> <p>「包括圏域」の説明について、高齢者の専門職以外は、なじみが少なく、イメージしにくい。</p> <p>地域包括支援センターの説明は、もう少し簡単な表現で良い。</p> <p>ランチはもっと分かりにくい。</p> <p>(種継委員)</p>	<p>&lt; P. 14 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図の「包括圏域」の名称を「介護保険事業の日常生活圏域」に変更しました。</li> <li>(次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、日常生活圏域と定義するため)</li> </ul> <p>&lt; P. 15 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターの説明を簡潔に記載し、ランチの説明は削除します。</li> </ul>

## 第 3 章 計画の基本理念と基本目標

ご意見	対応
<p>2 基本理念の考え方</p> <p>(1) 人権尊重の考え方</p> <p>人権尊重の考え方のところに、障害者差別解消法のことを書き込むべき。コラムではなく、本文のところにに入れて欲しい。</p> <p>(藤井委員、鳥屋委員)</p> <p>障害者権利条約に日本も批准していることを記載すべき。</p> <p>(鳥屋委員)</p> <p>「男女共同参画」は、もともと、地域福祉計画の基本的な考え方、基盤としてある。大阪市における男女共同参画のレベルによって、記載可能であれば記載すべき。また、条例の有無、性的少数者(LGBT など)のところまで踏み込んだ男女共同参画になっているかどうか確認。(藤井委員)</p> <p>当事者参加が重要であることを記載すべき。</p> <p>(鳥屋委員)</p>	<p>&lt; P. 64 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本文に障害者差別解消法について記載します。</li> <li>・ また、障害者差別解消法の理念や目的を明確にするため、第 1 条の条文を掲載し、「障害者権利条約」との関係を記載します。</li> </ul> <p>&lt; P. 64 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画に「男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ」を記載します。</li> <li>・ また、大阪市では、「大阪市男女共同参画推進条例(平成 14 年制定)」及び、「男女共同参画基本計画(第 1 次：平成 18～27 年度、第 2 次：平成 28～32 年度)」を策定し、男女共同参画を推進しており、LGBT など性的少数者であることを理由として困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点に十分配慮して支援を行うこととしています。</li> </ul>

第3章 計画の基本理念と基本目標

ご意見	対応
<p>(3) ソーシャル・インクルージョンの考え方            すべての人が自ら意思決定していくことの重要性が書かれているのはよいが、「必要なサービスを利用して」と言い切ると、サービスが不要な人や、民間の助け合いを求める人もいるので、もう少し広げた書き方にすべき。            (田村委員)</p> <p>(5) マルチパートナーシップ推進の考え方            基本理念の考え方で、カタカナの表現が多く、市民に分かりにくい。            タイトルとしては長くなりますが、多様な主体と行政が、ともに協働することについて表現できればと思います。            また、マルチパートナーシップを推進するためには調整役の質が左右される。            調整役は誰なのか位置づけていただきたい。            (種継委員)</p>	<p>&lt;P.65&gt;            ・「～意思決定し、必要なサービスを利用して安心して暮らしていけるような権利擁護のしくみが大切です。」の部分、            「～意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護のしくみが大切です。」に修正します。</p> <p>&lt;P.67&gt;            ・タイトルを「多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の考え方」に修正します。</p> <p>&lt;P.75&gt;            ・第3章 基本目標1 - 2(1)において、地域福祉活動への主体の参画と協働の推進(1)の最終段落に「各区では、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)を推進する取り組みが必要です」と記載します。</p>
<p><b>基本目標1</b></p> <p>1 身近な地域における住民主体の課題解決力の強化            「身近な地域における住民主体の課題解決力の強化」というタイトルの、「身近な」は必要ないのでは。            (笠原委員)</p> <p>(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり            地域住民が課題を把握しても、活動の担い手がおらず、解決に結びつかない現状がある。これまで大阪市の地域住民がやってきたこと、できてきたこと(ナチュラルコミュニティリソース)を住民自身が見つめなおして掘り起こすことが必要との趣旨で1～2行の記載が必要。            (藤井委員)</p>	<p>&lt;P.70&gt;            ・タイトルを「住民主体の地域課題の解決力強化」に修正します。            ・さまざまな圏域の中でも、とりわけ小地域における取り組みを地域福祉の基本となる圏域に位置づけておりますので、本文中には、「身近な地域」という言葉を使用したいと考えています。</p> <p>&lt;P.71&gt;            ・「こうした、身近な地域でこれまで取り組んできた地域福祉活動について、住民自らが振り返り、活動を通じて把握された、地域課題やニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に取り組む事が大切です。」を記載します。</p>

ご意見	対応
<p>(主な取り組み)</p> <p>教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実において、どんな人も排除しない、人権尊重の考え方を読本などで明記し、現場で使えるようにしてほしい。(田村委員)</p> <p>教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実において、疑似体験にとどまらず、障がい当事者や障がい者団体等の協力も得ながら連携し、ふれあう機会を増やす。「ともに学ぶ」を大切にする。「社会モデル」の理解、等も触れて欲しい。(鳥屋委員)</p>	<p>&lt;P.72&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画には記載しませんが、福祉読本の作成にかかるご意見として承ります。</li> </ul> <p>&lt;P.72&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい当事者の講話、障がい者や高齢者とのふれあい体験等」を記載しました。</li> </ul> <p>&lt;P.102&gt;</p> <p>第4章-2-1 地域福祉活動の担い手の確保にも記載します。</p>
<p>2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進</p> <p>(主な取り組み)</p> <p>大阪市空家等対策計画に基づく取り組みの推進について、逮捕された少年や若年等、地元に戻りたいと思った時に住まいの確保に活用できないか。地元の反対等、難しいのは承知しているが、人権尊重や、排除しないとの考え方を掲げている中、検討いただきたい。(田村委員)</p>	<p>&lt;P.76&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画には記載しませんが、今後開催される大阪市空家等対策検討会にかかるご意見として承ります。</li> </ul>
<p>3 災害時における要援護者への支援</p> <p>(2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり</p> <p>避難行動要支援者について、把握の重要性が書かれているが、これまで実際に災害が発生したときに、障がい者が避難所にたどりつけなかったり、福祉避難所が機能しなかったりした現状もいれるべき。(鳥屋委員)</p> <p>福祉避難所の確保の推進で、障がい者が取り残されないようにすること、一般避難所のバリアフリー、福祉避難所がどうすれば機能していくか、また、防災訓練にも障がい者がもっと参加できる取り組みを入れてほしい。(鳥屋委員)</p>	<p>&lt;P.77&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文に、東日本大震災や熊本地震の事例を記載します。</li> <li>また、最後の段落に、「また、防災訓練には、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者と地域住民がともに参加して、お互いに存在を知り理解を深め、地域で災害に備えることが重要です。」と記載します。</li> </ul> <p>&lt;P.79&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の確保の推進の内容に、障がい者が取り残されない取り組みと、福祉避難所の確保や、医薬品・日用品の確保の取り組みを記載します。</li> <li>・総合防災訓練の実施の内容に、障がい者等に対する避難訓練等への参加の働きかけや、地域における救出、援護の充実について記載します。</li> </ul>

ご意見	対応
<p>実際に災害が発生した時に、避難行動支援者への対応を迅速かつ的確に行うためには、そのような人を適切に把握しておくことが必要とありますが、どのように把握しておくのか手段を具体的に示してほしい。</p> <p>また、大阪市では水害は想定外なのでしょうか。(南海地震に対応するためにも海拔ゼロ地域での高台への避難訓練など) 減災の考え方も福祉施設へ平時から訓練を通して考えるようにして行ってほしい。</p> <p>福祉施設では全ての人が介助を要することも忘れずにお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(浅野委員)</p> <p>被災地で問題になっている、災害時のペットの問題が気になる。</p> <p style="text-align: right;">(酒巻委員)</p>	<p>&lt; P.79 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時に支援が必要な人の把握と避難支援の仕組みづくり」の内容に記載のとおり、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。</li> <li>・計画には水害対策について具体的な記載をしますが、大阪市地域防災計画は、「震災対策編」と「風水害対策編」が策定されており、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるため、発災時の避難誘導にかかる計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等しており、引き続き周知してまいります。</li> <li>・計画には記載しませんが、大阪市のホームページに掲載の、「市民防災マニュアル」では、ペットも家族の一員として、飼い主とともに安全に避難できるよう、日頃の備えが必要であることが記載されています。</li> </ul>
<p><b>基本目標 2</b></p> <p>1 地域における見守り体制の充実</p> <p>「見守り体制」という表現が「監視」と受け止められないよう、「見守りあい」「支え合い」のニュアンスを入れた表現にならないか。</p> <p style="text-align: right;">(牧里部会長)</p> <p>見守りは、単なる安否確認対策ではなく、まちづくりとして取り組むべき。「見守られる人が主体となって」という表現はどうか。くどく言うと、「地域づくりとしての見守り活動と重層的な支援体制」のような感じ。</p> <p style="text-align: right;">(藤井委員)</p> <p>「地域における見守り体制の充実」は基本目標 1 にも該当するように思う。</p> <p style="text-align: right;">(笠原委員)</p>	<p>&lt; P.80 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトルを「地域における見守り活動の充実」に変更します。</li> <li>・本文の冒頭に、「地域における見守り活動の目的は、～(略)～活動を通じて、ともに支えあって暮らし続けることができる地域づくりを進めることです。」と記載します。</li> </ul> <p>&lt; P.73 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標 1 - 1 の主な取り組みにも、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を掲載し、</li> </ul> <p>&lt; P.81 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標 2 - 1 の主な取り組みに、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を再掲とします。</li> </ul>

ご意見	対応
<p>2 総合的な相談支援体制の充実            タイトルの「総合的な相談支援体制の充実」が、第3章 - 2と第4章 - 1で同じなのに、記載している内容が違っており、わかりにくい。            (笠原委員)</p> <p>(1) 複合的な課題等を抱えた人への支援            「区保健福祉センターが調整役となり」の箇所について、区保健福祉センターは「調整役」も担うものの、しくみづくりの中心となることから、「区保健福祉センターが中心となり」に文言を修正すべき。            (野村委員)</p> <p>(主な取り組み)            総合相談と権利擁護との連携が重要。総合相談で予防的相談を、権利擁護で事後相談をすることになる。文章の最後に、「権利擁護とあいまって」という表現が必要。権利擁護相談体制そのものが総合相談といってもいいくらい。            (藤井委員)</p> <p>相談支援体制の充実の内容に、「第4章 1 - 1 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化」と一体となって取り組むものであることの記載をお願いしたい。            ・また、権利擁護と総合相談は深く関係するものであるため、その点もさらに議論が必要だと考える。            (野村委員)</p> <p>3 権利擁護支援体制の強化            促進法等の課題の中で意思決定支援が進められているが、すべての方が意思決定、意思表示ができるというニュアンスを加味してほしい。            (田村委員)</p>	<p>&lt; P. 83 &gt;            ・第3章 - 2のタイトルを「相談支援体制の充実」に変更します。</p> <p>&lt; P. 92 &gt;            ・第4章 - 1のタイトルを「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」に変更します。</p> <p>&lt; P. 83 &gt;            ・「区保健福祉センターが中心となり」に修正します。</p> <p>&lt; P. 85 &gt;            ・主な取り組みの「相談支援体制の充実」において、「これらの取り組みを通じ、モデル事業の効果や必要な実施体制等の検証を行い、権利擁護支援体制の強化と相まって、相談支援機関・地域・行政が一体となった相談支援体制の整備を図ります。」と記載します。</p> <p>&lt; P. 87 &gt;            ・本文冒頭の「すべての人の人格と個性を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援することは地域生活を支えるうえで非常に大切です」に含みます。</p>

ご意見	対応
<p>(主な取り組み)</p> <p>社会福祉法人、施設などの指導、監査は、地域福祉計画の中に強調して記載する内容としては不適切である。</p> <p>虐待の早期発見のために、介護保険事業、障がい者施策に対する事業に対する適正化事業の推進などの表現にしていきたい。</p> <p>(種継委員)</p>	<p>&lt; P.88 &gt;</p> <p>・「社会福祉法人・施設などの指導・監査」を「福祉サービス提供事業者への助言・指導」へ修正のうえ、それにあわせて内容も修正します。</p>